

民事家事 当番弁護士制度 ご存知ですか？

— 裁判・調停で弁護士が見つからず、お困りの方へ —



もし、あなたが
訴えられて
自宅に訴状が
届いたら…

「民事家事当番弁護士制度」とは…

裁判・調停の当事者なのに、弁護士に依頼していない方のために、弁護士が迅速に相談に応ずる制度です。

こんな悩みはありませんか？



- 他人から訴えられて自宅に訴状が届いたが、答弁書の書き方が分からない。
- 裁判所より調停期日の呼出状を受取ったが、どうしたらいいの？
- 仕事があって裁判所に行けない。
- 裁判や調停の手続きはどのように進めたらいいの？
- 裁判所に自分で申立てをしたが、その後どうしたらよいか分からない。

『民事家事当番弁護士制度』とは…

市民の裁判を受ける権利を保障するための制度です。

裁判・調停の当事者なのに、弁護士に依頼していない方のために、弁護士が迅速に相談に応ずる制度です。

『民事家事当番弁護士制度』を利用すると…

- ◎ 初回法律相談料(30分)が無料になります。
- ◎ 裁判の手続きの流れや、答弁書など書面の書き方を知ることができます。
- ◎ 弁護士に依頼することもできます。

《利用できる事件》

- ① 裁判所に民事訴訟事件、民事調停・人事訴訟事件・家事調停審判事件が係属していること。
- ② 初回の法律相談であること。
- ③ 申込者に代理人が就いていないこと。

《利用方法》

- ① ご都合のよい下記静岡県弁護士会各支部に連絡をしてください。
その際、「民事家事当番弁護士制度を利用したい」旨告げてください。受付が、あなたの氏名、住所、連絡先の他、管轄裁判所名、事件名、事件番号、当事者、次回期日、相手方代理人の有無及び氏名等をお聞きします。
- ② 当番弁護士が連絡をしますので、相談日時・場所を決めてください。
- ③ 初回30分の無料法律相談を受けることができます。
相談時は、裁判所から送られてきた訴状、申立書、期日呼出状等、裁判・調停の内容・期日が分かる資料をご持参ください。同じ裁判・調停で2回目以降の相談は有料となります。
- ④ 事件依頼を希望される場合も、当番弁護士へご相談ください。
ただし、事件内容によってはご依頼をお受けできないこともあります。

連絡先

- | | | |
|---------------|--------------------|---------------|
| 【静岡県弁護士会静岡支部】 | … ☎ 054 (252) 0008 | 平日午前9時～午後5時まで |
| 【静岡県弁護士会沼津支部】 | … ☎ 055 (931) 1848 | 平日午前9時～午後5時まで |
| 【静岡県弁護士会浜松支部】 | … ☎ 053 (455) 3009 | 平日午前9時～午後5時まで |